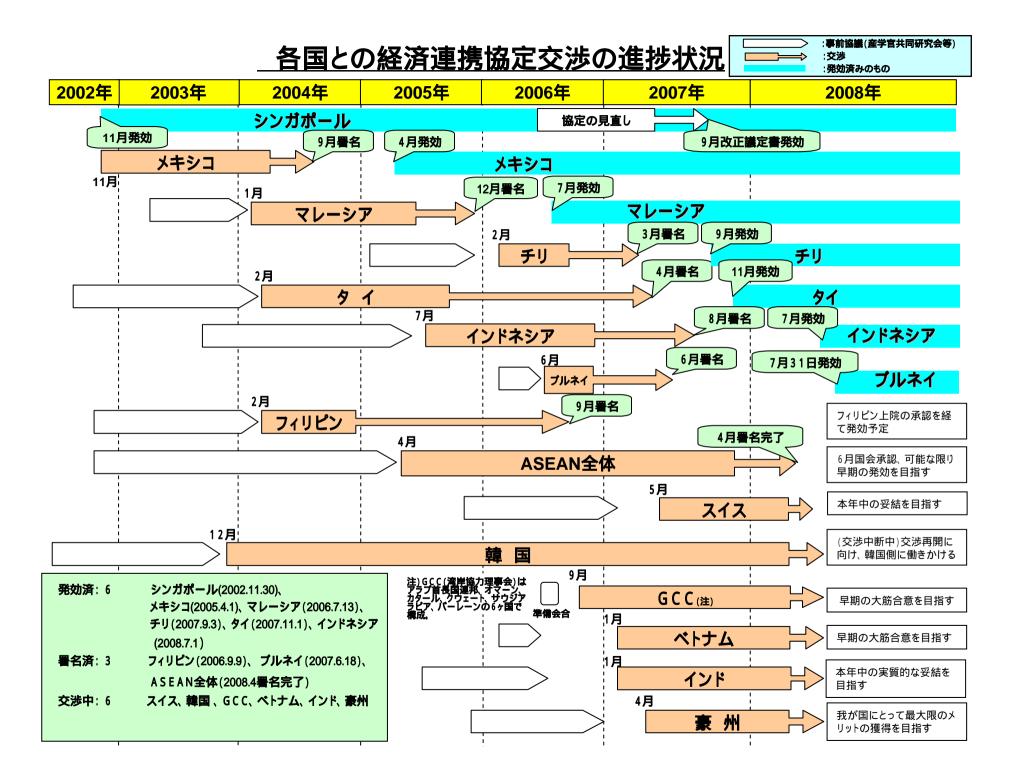
日・ブルネイ経済連携協定について

2008年7月(2008年8月一部改訂) 財務省関税局·税関

目 次

1.我が国の経済連携協定(EPA)交渉の進捗状況	3
2.ブルネイ・ダラサラーム国概況	4
3.日・ブルネイEPA交渉の経緯について	5
4.日・ブルネイEPAの意義について	6
5.日・ブルネイEPAの協定の構成について	7
6.日ブルネイEPAの物品貿易章について	8
- MFN逆転現象	12
- HS番号の改正(HS2007)	15
- 二国間セーフガード	15
7.日·ブルネイEPA 原産地規則章について	17
8.日·ブルネイEPA 税関手続章について	18
9.日·ブルネイEPAの発効について	19
10. 日·ブルネイEPA関連ホームページリンク	18



日ブルネイEPA:ブルネイ·ダラサラーム国概況

<u>基礎データ</u>

国土: 約5,765平方キロメートル(三重県とほぼ同じ) 人口: 約38.3万人(2006年) (マレー系、中華系等)

首都: バンダルスリブガワン

言語: マレー語(公用語)、英語、中国語等

宗教:イスラム教(国教)

元首:ハサナル・ボルキア国王(第29代スルタン)(在位60年)

GDP: 約115.5億ドル(2006年)

一人当たりGDP: 約27,021ドル(2006年)

<u>ブルネイ経済</u>

産業構造:石油と天然ガスが産業の中心(GDPの約40%を占める)。エネルギー資源への過度の依存から脱却すべく、経済の多様化を目指している。石油川下産業振興等一部の関連プロジェクトに日本企業も関与。

<u>貿易構造</u>:輸出は、石油及び天然ガスが90%以上を占める。輸入は、食料品、飲料を含むほぼ全ての物品につき輸入している。大幅な輸出超過(輸出66.2億ドル、輸入20.6億ドル(IMF-DOTS 2006年))。

ブルネイのFTA(括弧内は発効年)

ASEAN(1992年)、中国・ASEAN(2005年)、太平洋横断戦略的経済連携協定(チリ・ニュージーランド・シンガポール、2006年)、韓国・ASEAN(2007年、ブルネイ未締結)



(出典:外務省ホームページ)

日·ブルネイEPA:交渉経緯

2005年12月:東アジア首脳会議の際のボルキア国王と小泉総理(当時)との会談において、経済連携協定交渉の立上げに向けた準備協議の開始に合意

2006年 2月:第1回準備協議を開催

2006年 4月:第2回準備協議を開催

2006年 5月:アジア協力対話外相会合の際の日・ブルネイ外相会談において、日・ブルネイ経済連携協定の交渉立上げを決定

2006年 6月:第1回交渉会合(於、東京)

2006年 8月:第2回交渉会合(於、バンダルスリブガワン)

2006年11月:第3回交渉会合(於、東京)

2006年12月:大筋合意

2007年 6月:署名

日ブルネイ間の貿易・投資拡大等による経済緊密化に寄与 日インドネシアEPAと並びエネルギー章を設けたEPA

(規制措置を取る際の既存の契約関係の尊重及び相手国への通報・協議の実施、協力等を規定)

- ✓日本からブルネイへの輸出額は約118億円、日本のブルネイからの輸入額は約2,718億円(2006年)。
- ✓日本の天然ガス輸入のうちブルネイからの輸入は、約2,289億円で、天然ガス輸入全体に占めるシェアは、
- 8.6%(インドネシア、マレーシア、豪州、カタールについで5番目の輸入先)(2006年)。

我が国の対世界貿易に占めるブルネイのシェア

(1)輸出:0.02%

我が国にとってブルネイは第101位の輸出相手国。

(参考)上位5カ国は、米国、中国、韓国、台湾、香港。

(2)輸入: 0.4%

我が国にとってブルネイは第33位の輸入相手国。

(参考)上位5カ国は、中国、米国、サウジアラビア、アラブ首長国

連邦、豪州。

我が国の対世界貿易(2006年)

(単位:億円、%)

		対 世界	対フ゛ルネイ	シェア
輸	出	752,462	118	0.02
輸	λ	673,443	2,718	0.4
往	復	1,425,905	2,835	0.2

(財務省貿易統計)

ブルネイの対世界貿易に占める我が国のシェア

(1)輸出:31.2%

ブルネイにとって我が国は、第1位の輸出相手国。2位はインドネシア、3位は韓国、4位は豪州、5位は米国。

(2)輸入:5.4%

ブルネイにとって我が国は、シンガポール、マレーシア、英国に次ぐ第4位の輸入相手国。5位は中国。

ブルネイの対世界貿易 (2006年)

(単位:百万岁、%)

		対 世界	対	日本	シェア
輸	出	6,624		2,067	31.2
輸	λ	2,060		111	5.4
往	復	8.684		2.178	25.1

(IMF-DOTS)

日·ブルネイEPA:協定の構成

第一章:総則

第二章: 物品の貿易

第三章: 原産地規則

第四章: 税関手続

第五章: 投資

第六章: サービスの貿易

第七章: エネルギー

第八章: ビジネス環境整備

第九章:協力

第十章: 紛争解決

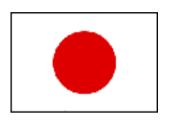
第十一章: 最終規定

- ・協定の目的
- ・協定の対象事項に関する法令及び行政手続等の透明性
- ・合同委員会の設置
- ・関税の撤廃又は引下げ、締約相手国の産品に対する内国民待遇
- ・WTOに適合しない非関税措置の新設・維持の禁止
- ・二国間セーフガード措置
- ・原産品を認定するための要件、原産地証明書の発給・確認手続
- ・品目別の原産地規則を附属書に規定
- ・関税法令の公表、税関手続の簡素化及び調和、税関当局間の協力・情報交換
- ・税関小委員会の設置
- ・締約相手国の投資家による投資活動(投資の許可段階を含む)に対する、内国民待遇、最恵 国待遇の原則供与、特定措置の履行の禁止を約束。
- ・締約相手国のサービス提供者に対する市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性の約束
- ・ブルネイ側は建設、エンジニア、広告、マーケットリサーチ、電報、海上運送、航空機の保守 修理等の分野で自由化約束を G A T S プラスに改善
- ・規制導入時の契約関係の尊重、相手国への通報、エネルギー分野における協議・協力を約束。
- ・知的財産権保護及び政府調達市場の自由化をビジネス環境整備の要素として位置付け。
- ・協議の枠組みとしてビジネス小委員会を設置
- ·9分野(貿易投資促進、中小企業、農林水産業、観光、教育·人材養成、情報通信技術、科学技術、環境、知的財産、陸上交通)における二国間の協力
- ・協定の解釈・適用から生じる両国間の紛争を解決するための手続を規定
- ・紛争解決手続の一つとして仲裁裁判所について規定
- ・協定の一般的な見直し
- ・協定の効力発生、改正及び終了

日ブルネイEPA:第2章 物品貿易

往復貿易額の約99.9%を協定発効から10年以内に関税撤廃

貿易データ(日本2005年、ブルネイ2005年)



輸出額の無税割合は、31.79%から**99.94%**に

輸入額の無税割合は、99.98%から99.99%に



(財務省貿易統計)

(財務省貿易統計)

日本 ブルネイ(2006年)

総輸出額:118億円

日本 ブルネイ 主要有税品目(税率は2006年)

- ·自動車·自動車部品(現行税率20%)
- ・ゴムタイヤ(現行税率20%)



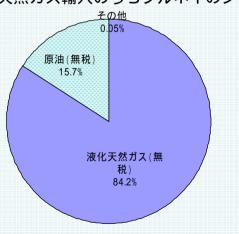
ブルネイ 日本(2006年)

総輸入額: 2,718億円

ブルネイ 日本 主要有税品目(税率は2006年)

・衣類(合成繊維製ジャケット(現行税率10.9%)等)

(日本の天然ガス輸入のうちブルネイのシェア:8.6%)



物品貿易の自由化約束概要

ブルネイ側の約束概要(関税割当の設定なし)

品 目 現行税率(注1) 合意内容

農水産品 ほぼ全ての農林水産品につき即時又は段階的関税

撤廃

鉱工業品

自動車(乗用車、バス、トラック等) 20% ・3年以内に関税撤廃。

自動車部品 20% はぼ全ての品目につき3年以内に関税撤廃

電気・電子製品、産業機械 5~20% はぼ全ての品目につき5年以内に関税撤廃

除外又は再協議品目: 花火、火器、酒、たばこ等

(注1)2006年の関税率。なお、自動車及び自動車部品の一部については、2008年より関税率が無税となり、併せて物品税が導入されている。

日本側の約束概要(関税割当の設定なし)

品 目 現行税率 合意内容

農水産品

生鮮えび・関税即時撤廃

マンゴー、ドリアン、アスパラガス 3%-5% ・関税即時撤廃

カレー調製品・・7年間での段階的関税撤廃

林産品(パーティクルボード、繊維 5-7.9%、2.6%(繊維板) ・7年以内の段階的関税撤廃

板(合板除く))

14.4%

プルーン果汁・10年以内の段階的関税撤廃

鉱工業品

ほぼすべての品目について関税撤廃

除外又は再協議品目: 米麦·乳製品(国家貿易品目)、牛肉、豚肉、粗糖、水産[Q品目(いか、いわし、さば、海草類等)、合板、皮革・履物の一部等

(参考)日本側譲許表 (区分)

表4欄	内 容	備 考
А	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目(例:アスパラガス、マンゴー、ドリアン、生鮮えび等)
В	協定の発効日から「n+1」回の毎年均等な関税の引下げにより、 基準税率から「n+1」回目で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 n = 5,7,10,15 (例:ふぐ、カレー調製品、プルーン果汁、パーティクルボード、繊維板、オレンジ、ブドウ果汁 等)
R	協定の発効後、一定期間を経て 関税撤廃等を交渉	再協議品目 (例:大豆油、合板、えび調製品 等)
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目(例:米麦、米麦調製品、指定乳製品、 牛肉、サゴでん粉、水産IQ品 等)

(注)日ブルネイEPAにおいては、「関税削減」や、「関税割当」の設定はない。

日本側譲許表 (附属書1)

_____ 平成20年8月改訂

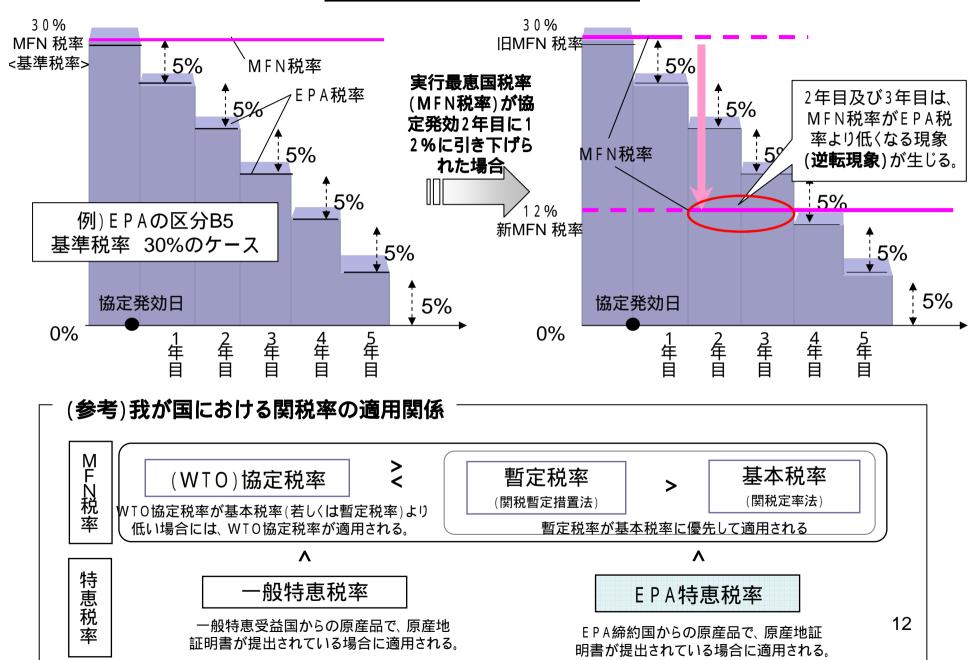
			平成20年8月改訂
〇 三 〇 五 · 二 〇	関税率表番号	1	1. 関税率表番号(スライド15参照) 輸入商品の関税分類番号(HS条約の 附属書(注)(HS2002版HS番号)に基 づく)
魚の肝臓、卵及びしらこ (乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。) でしん (クルペア属のもの) の卵 (こんぶかずのこを除く。) さけ科のものの卵 たら (ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) の卵 こんぶかずのこ	品名	2	(注)「商品の名称及び分類についての統一システム に関する国際条約(HS条約)の附属書」 3.基準税率 関税が毎年均等に引き下げられる品目について、引下げが開始される基準となる税率を表示 4.区分 関税の引下げ・撤廃等の区分
_ = 八 ○ 五四 % %	基準税率	3	(方式)を記号で表示
A B X B B 5 7	区分	4	

EPAに基づく我が国の関税率(2007年版HS番号)は、財務省税関HPに掲載

http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm (2008年度実行関税率表)

http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/gaiyou/chui.htm(我が国が約束した関税率の一覧表)

MFN逆転現象について



MFN逆転現象について -EPAにおける逆転現象への対応-

日ブルネイEPA、日インドネシアEPA、日ASEAN EPAにおいては、<u>実行最</u> <u>恵国税率(MFN税率)がEPA税率より低い場合には、MFN税率と同じ税率が</u> EPA税率として適用される旨規定しているため、逆転現象は生じない。

(現在交渉中のEPAにおいても、同様の規定を入れるよう交渉中。)

(参考)日ブルネイEPA第16条第5項

特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について、(日ブルネイEPAに従って)適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

<u>その他のEPA(日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日フィリピンEPA)については、上記対応規定が入っていないため、一定期間MFN税率よりも高いEPA税率が適用される可能性がある。</u>

いずれにしても、これらの品目については、EPA税率で申告(EPA原産地証明書が必要)ではなく、低い若しくは同じ税率のMFN税率での申告が可能であり、財務省ホームページでは、対象品目のリストを情報提供している。

(参考)各EPAの逆転品目のリスト(財務省税関ホームページ) http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/seido_tetsuduki/gyakuten.htm

ブルネイEPA税率とMFN税率が一定期間同じである23品目(MFN無税を除く)

下記の23品目(2008年統計品目)については、一定期間、EPA税率自体がMFN税率と同率になる。従って、EPA原産地証明 書の取得は不要。

品目	HS 9桁	日ブルネイEPA譲許表 に規定されている初年 度の税率	発効日のMFN税率	EPA税率としてのMFN税 率の適用時期
揮発油(航空機用)	2710.11-131 2710.11-132	1,127.27円 / KL	1,117円 / KL	2009年3月31日まで
揮発油(航空機用以外)	2710.11-137 2710.11-139	1,127.27円 / KL	1,117円 / KL	2009年3月31日まで
灯油	2710.11-143 2710.11-149 2710.19-143 2710.19-149	448.18円 / KL	434円 / KL	2009年3月31日まで
軽油	2710.11-159 2710.19-159	993.64円 / KL	956円 / KL	2010年3月31日まで
A重油(低硫黄)	2710.19-165 2710.19-166	1,729.09円 / KL	1,325円 / KL	2016年3月31日まで
A重油(高硫黄)	2710.19-167 2710.19-169	2,167.27円 / KL	1,614円 / KL	2016年3月31日まで
B·C重油(低硫黄)	2710.19-173 2710.19-174	1,533.64円 / KL	1,112円 / KL	2017年3月31日まで
B·C重油(高硫黄)	2710.19-175 2710.19-179	2,041.82円 / KL	1,447円 / KL	2017年3月31日まで
メントール	2906.11-000	8.1%又は205.09円/kg のいずれか高い税率	6.6%又は143.20円/kg のいずれか高い税率	2012年3月31日まで (注1、2)
ポリエチレン(塊)	3901.10-020 3901.10-060 3901.20-010	5.7%	6.5%又は22.4円/kgの いずれか低い税率	(注2)
ポリプロピレン(塊)	3902.10-010	5.7%	6.5%又は25.6円/kgの いずれか低い税率	(注2)

⁽注1)輸入申告時の単価により、ブルネイEPA税率がMFN税率より高くなる可能性がある。

⁽注2)2906.11-000、3901.90-010、3902.10-010、3902.90-010の4品目の一部に当たるINN品目(医薬品関税相互撤廃該当品目)についても、 14 一定期間、そのMFN税率(無税)が、ブルネイEPA税率より低くなる。なお、INN品目には、関税分類上特定できないものもある。詳細は以下参 照http://www.customs.qo.jp/tariff/fuhyo/index.htm (WTO協定の日本国の譲許表の付属書(医薬品関係))

<u>関税分類番号(HS番号)の改正(HS2002 HS2007)について</u>

我が国がこれまでに締結したEPAは、すべて交渉時のHS2002に基づく譲許表を作成。



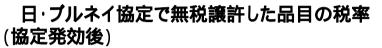
(我が国における輸入申告にあたっては、2007年1月1日より、2007年版HS番号に基づいて行われている。財務省税関では、譲許表のHS2007への読替表を作成し、必要に応じて、細分を設定。 (注)なお、EPAの原産地証明書上の関税分類番、号の表記は、HS 2002に基づいて行う必要がある。

ます。 2008年 2006年				品名	メキシコ (2008 年度)	マレーシア (2008 年度)	チリ (2008 年度)	タイ (2008 年度)
110.11-190†	4410.11-1112	4410.33-010	ex	パーティクルボードその他これに類するボード(例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード)(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。) その他のもの(木材のものに限る。) プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの 板状のもの	2.1%	無税	非譲許	2.9%
	4410.11-1904	4410.39-010		パーティクルボードその他これに類するボード(例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード)(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。) その他のもの(木材のものに限る。) その他のもの 板状のもの	無税	無税	2.9%	2.9%
10.11-900†	4410.11-2210	4410.31-020		パーティクルボードその他これに類するボード(例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード)(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。) その他のもの(木材のものに限る。) 加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの その他のもの	1.8%	無税	2.5%	2.5%
		4410.32-020		パーティクルボードその他これに類するボード(例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード)(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。) その他のもの(木材のものに限る。) メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの その他のもの				

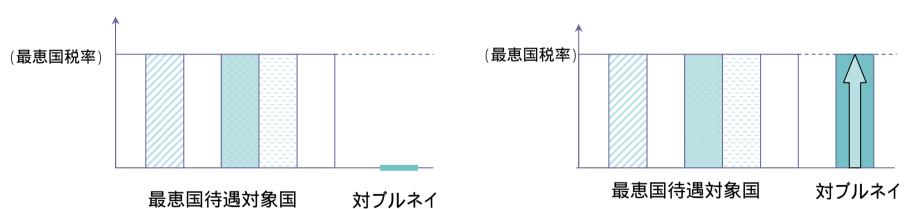
HS2007でのEPA税率を含むEPA関連情報は財務省税関HPに掲載

日·ブルネイEPA:二国間セーフガード制度

協定で定める関税の撤廃又は引下げの結果、輸入の増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれが発生した場合に、二国間の緊急措置として関税撤廃や引下げの約束を一時的に撤回できることとし、その内容及び手続を整備。



二国間セーフガード発動後

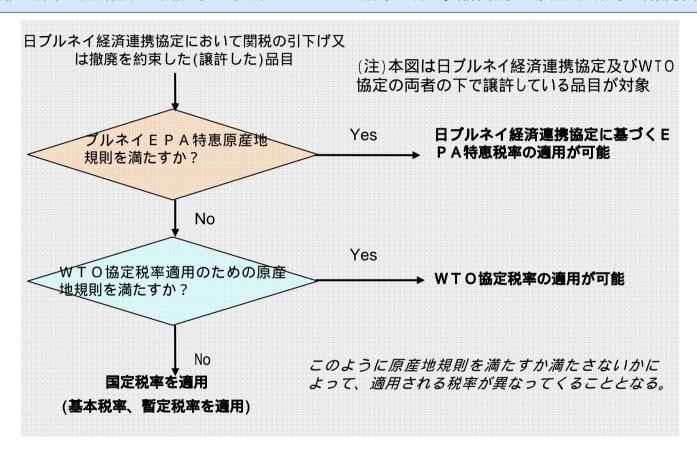


- 発動要件:輸入の相対的又は絶対的増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれ
- 発動期間:原則3年以内、例外的に4年まで延長可能
- 措置内容:発動時または協定発効の直前の実行税率の低い方までの関税引上げ等
- 暫定措置:200日以内の暫定的関税引上げ等
- 調査手続:調査(1年以内)を行った上で発動措置

日·ブルネイEPA: 第3章 原産地規則

平成20年8月改訂

迂回輸入を防止し、<u>本協定による特恵貿易を適切に運用することを目的として</u>、「原産品」を認定するための要件、原産地証明書の発給及び確認等の手続についての規則を規定。品目別の原産地規則は附属書に規定。



・日ブルネイEPAにおける特恵税率を適用する場合には、ブルネイの原産品であることを証明した原産地証明書を原則として輸入申告の際に提出することが必要。(課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。)・原産地証明書は、貨物の輸出の際にその輸出者等の申告に基づき発給される。有効期限は発給日から一年間。

日・ブルネイEPA: 第4章 税関手続

税関手続の改善による貿易円滑化を図ることを目的として、税関手続の透明性の確保、簡素化及び調和や税関当局間の協力等を規定。

透明性・予見可能性の確保

- ✓ 関税法令の公表、照会への回答
- ✓ 法令の導入や変更時の周知期間
- ✓ 不服申し立て制度の確保

フォローアップ機能 (税関手続小委員会の設置)

- √協定の実施・運用の見直し
- ✓更なる貿易円滑化推進



税関当局間の情報交換

- ✓ 法令の適切な執行、密輸防止のための相互支援
- ✓社会悪物品の不正取引に関する情報交換
- ✓ 知的財産権侵害物品の水際取締に関する情報交換

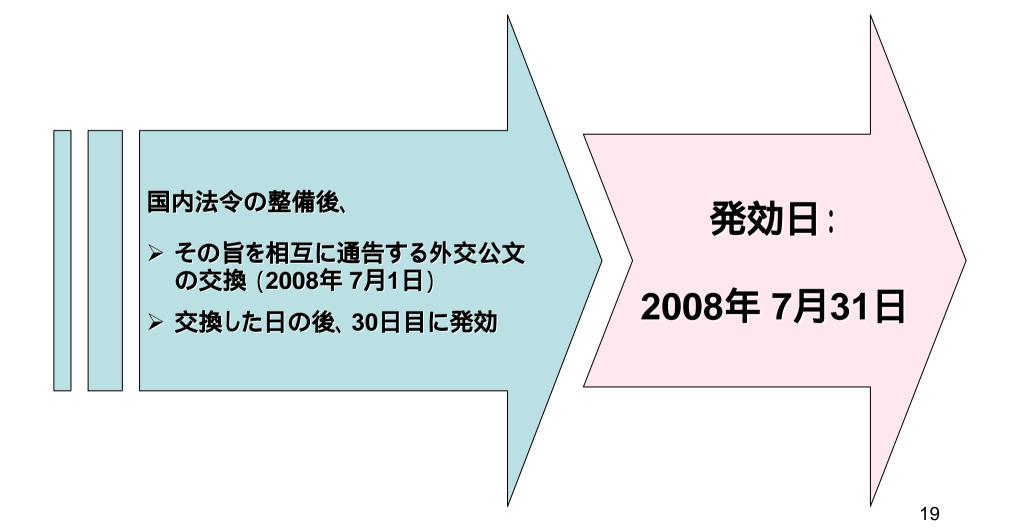
簡素·調和化

- ✓ 情報通信技術(ICT)の利用
- ✓ リスクマネージメント手法の向上
- ✓ 輸出入書類の削減
- ✓ 国際基準への調和

相互支援

✓新規手続・取締技術の研究開発、職員の研修、人事交流における協力 ✓ICTやリスクマネージメント手法の利用促進・情報交換

日·ブルネイEPA:協定発効に向けた作業



EPAに関する情報の主な入手先

外務省HP(協定本体、附属書(譲許表等))

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/jyobun.html

財務省税関HP(経済連携協定)

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

財務省貿易統計

http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm

日本商工会議所(原産地証明書の発給手続)

http://www.jcci.or.jp/